

# 内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」を策定しました！

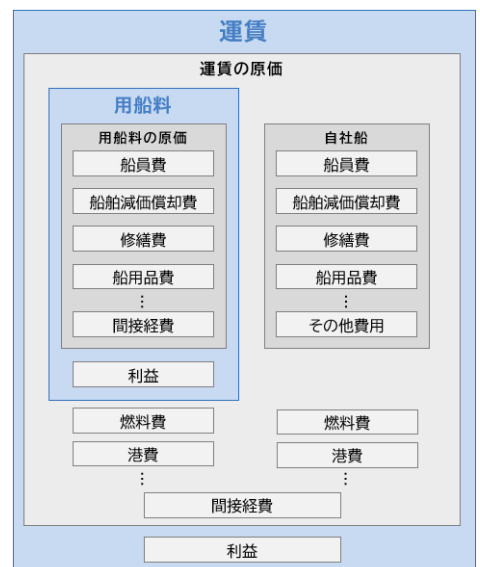
## 策定の背景・目的

- 内航海運業者へ運賃・用船料に関する調査を行ったところ、**運賃・用船料の適正収受に課題がある**との声があり、特に**修繕費・船員費・減価償却費**などの費目における**価格転嫁に課題がある**ことが判明しました。また、**内訳を示さない総額での価格交渉が多い**実態も確認されています。
- こうした中、内航海運業者が適切な運賃・用船料等を収受できる取引環境の整備を推進するため、**運賃・用船料等を構成する費目とその算出方法を整理した「標準的な考え方」**を定めることとしました。

## 「標準的な考え方」の主な内容

- 「標準的な考え方」では提供する作業にかかる原価に適正な利益を加算するコストベースプライシングの考え方にに基づき、**運賃・用船料等を構成する費目とその算出方法を整理**しています。
- また、滞船料など契約締結後に想定範囲を超えて**事後的に発生した作業への対価等は「個別料金」として設定**することとしています。

### 【運賃・用船料の体系図】



### 船員費の算出方法

$$\text{船員費} \text{ [円/月または日]} = \text{職種別の時間単価} \text{ [円/時]} \times \text{職種別の想定労働時間} \text{ [時/月または日]} \times \text{職種別の乗組員数} \text{ [人/隻]}$$

職務や職責に応じて設定  
 乗組員の1か月あたりの想定労働時間 (航海中の稼働時間のみ)  
 1隻あたりに必要な予備船員を含めた乗組員数

## 「標準的な考え方」の活用方法

- 受注者は、「標準的な考え方」に基づいて原価計算を行い、各費目で用いられる単価や運賃・用船料等の総額の妥当性について丁寧に説明することが重要です。
- 発注者は、受注者からの説明・協議の申し入れに適切に応じること、各費目において適正な単価を用いて「標準的な考え方」に基づき算出された運賃・用船料等を尊重することが求められます。

## 取適法と「標準的な考え方」との関係性

- 標準的な考え方に基づいて算出した運賃・用船料等は、独占禁止法および中小受託取引適正化法における「買ったたき」の判断材料の一つであることから、これを尊重することが求められます。

中小受託取引適正化法(取適法)第5条第1項第5号「買ったたき」では、

- ① 発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額(通常支払われる対価との乖離、原材料等の価格動向などで判断)
  - ② 不当に定める行為(中小受託事業者との協議の有無・内容、差別的でないかなどで判断)の両方に該当する場合について規制しています。
- 各費目で用いられる単価や利益の水準が、受注者の属する取引地域において一般に支払われる対価と同水準であれば、「標準的な考え方」に基づいて算出した運賃・用船料等は「通常支払われる対価」となります。
  - 買ったたきに該当するか否かは、①「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況、②代金の額の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等の要素を勘案して総合的に判断されます。

## 関連資料・問い合わせ先

- 内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」  
URL  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime.tk3\\_000110.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime.tk3_000110.html)

- お問い合わせ先  
上記「標準的な考え方」およびガイドラインをご参照ください

